

新庁舎建設位置

1. 新庁舎建設位置の基本的な考え方

新庁舎建設位置については、町当局が作成した庁舎建設庁内検討結果報告書にある（１）実現性と経済性、（２）利便性、（３）防災拠点としての安全性の他、将来の拡張性を加えた４点を基本的な考え方とする。

（１）実現性と経済性

町の経済状況を考え、新庁舎建設用地の取得費を抑制できる場所及び庁舎移転がスムーズに行える場所を選定。

（２）利便性

新庁舎までのアクセスを十分に配慮した場所、十分な駐車スペースが確保できる場所及び他の公共施設と連携の取りやすい場所の選定。

（３）防災拠点としての安全性

津波、土砂崩れ、浸水など自然災害の影響を受けにくい場所、町民や防災関係機関がアクセスしやすい場所の選定。

（４）将来の拡張性

社会ニーズの変化による新たな施設、設備の増築や、次回の庁舎建て替え時に用地の確保が容易な場所を選定。

2. 新庁舎建設エリアの選定

隠岐の島町は平成 16 年に都万村・五箇村・布施村と西郷町が合併した町です。

新庁舎をどのエリアに選定するかが、旧町村住民にとっては少なからぬ影響を与えることとなる。

（１）町内でのエリア選定

合併前の各町村の庁舎は、都万村は中里、五箇村は北方、布施村は布施、西郷町は城北町と、人口が多い地区に設置されてきています。隠岐の島町の人口の 48%は、西郷エリアが占め、それに隣接する原田、東郷、磯エリアが 20%を占めることから、西郷エリア及びその周辺において候補地を選定することとした。

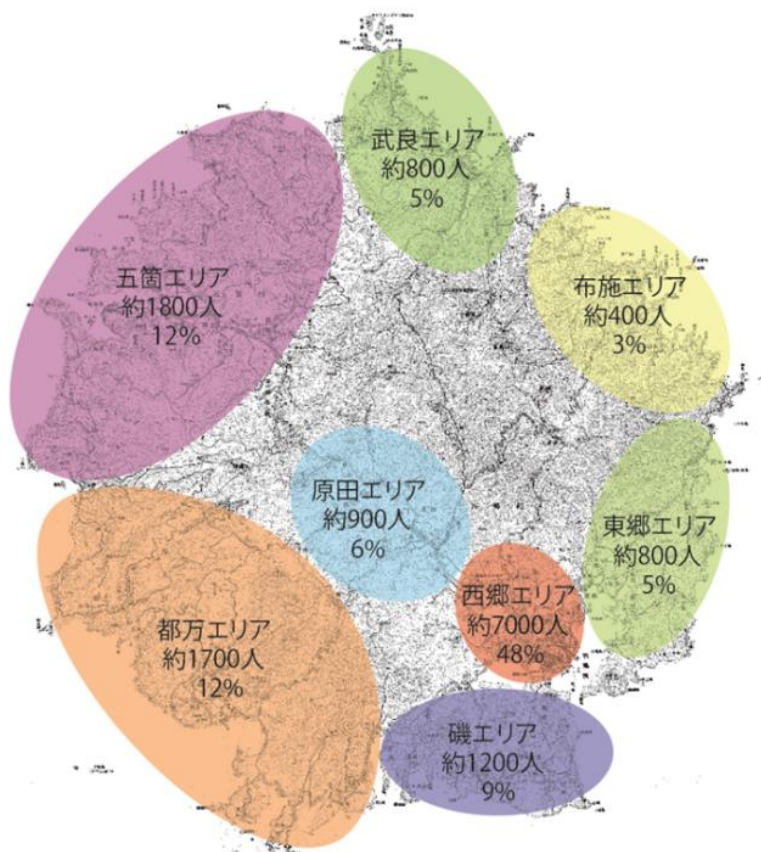


図1 人口分布図

(2) 西郷エリア周辺の状況

新庁舎の建設位置については、利便性、防災性、他施設との連携を考慮しなくてはならない。西郷エリア周辺の状況についてまとめると図2のようになる。

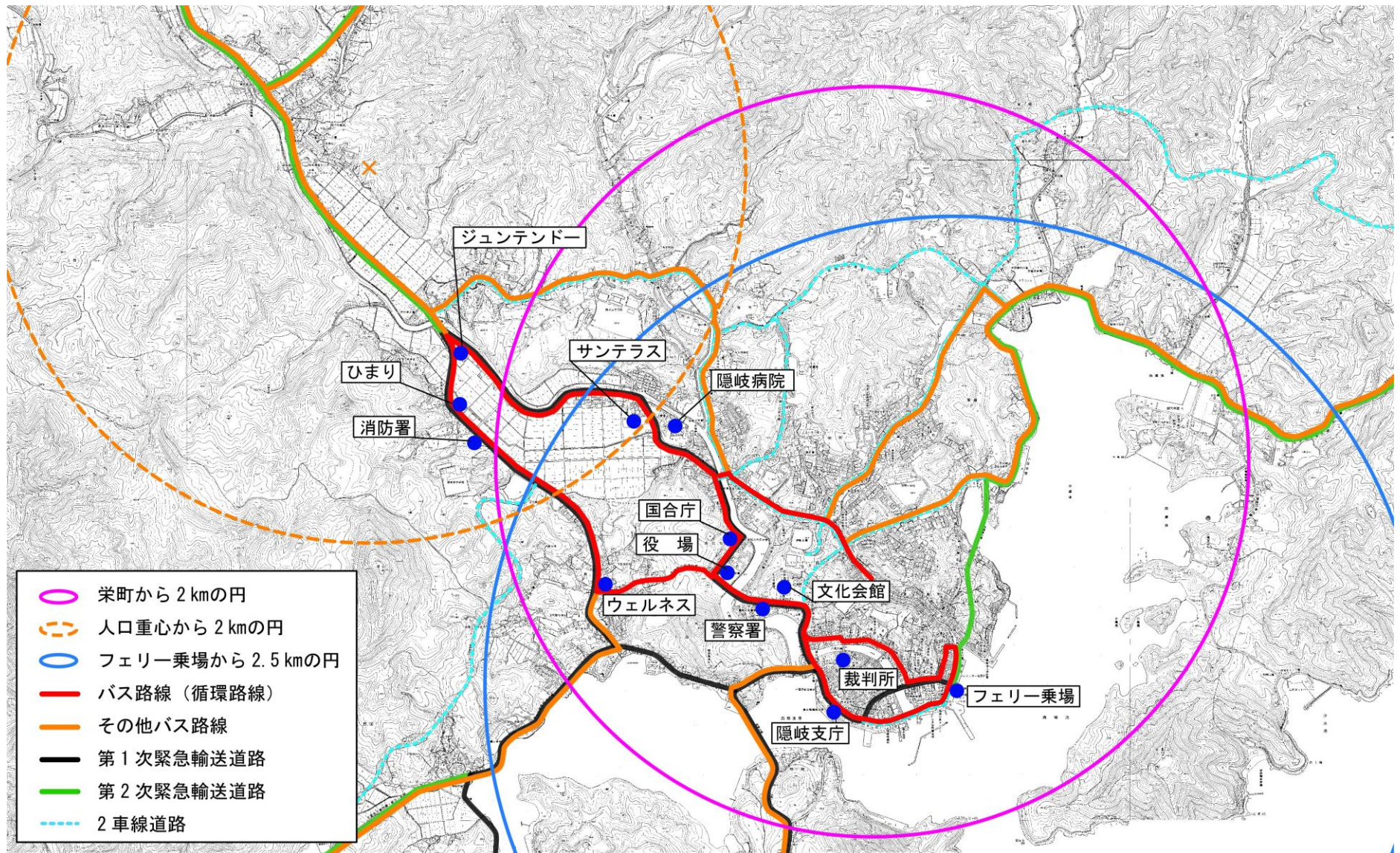


図 2 西郷エリア周辺の状況

3. 候補地の選定

「資料5 新庁舎敷地面積」で検討された敷地面積を前提条件として、前項にある西郷エリア周辺の交通・道路状況や公共施設等を考慮して候補地を検討したところ候補地は十数カ所あげられた。しかし、敷地面積は確保できるものの、敷地造成、開発における法的な手続き、防災拠点としての安全性などさまざまな制約が露見し候補が絞られた。

更には、人口が集中する西郷都市計画区域だけでなく周辺地域の住民の利便性と共に、農業生産活動への影響を小さくすることも考慮した。

そのようにさまざまな観点から検討した結果、以下の2箇所が新庁舎建設の候補地として絞り込まれた。

候補地①・・・隠岐病院前候補地

候補地②・・・処理場横候補地

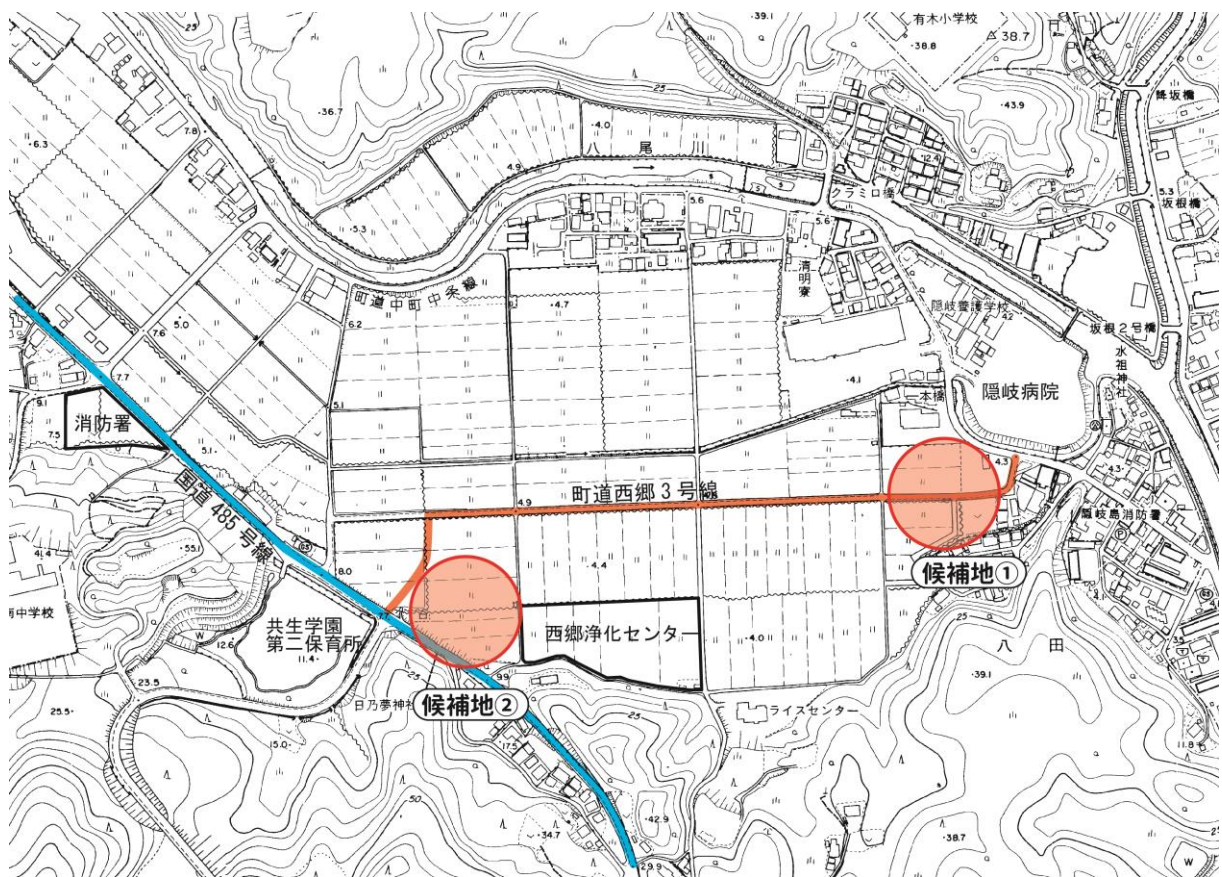


図3 新庁舎建設候補地

4. 新庁舎建設位置の決定

前項2箇所の候補地について比較を行うと以下のとおりである。

(1) 実現性と経済性

候補地①は、候補地の一部に宅地及び社屋があり、用地交渉に時間が必要であるとともに、用地買収費が高額となる。それに対し候補地②は農地であり、用地買収費が安価である。

また、工事時には候補地①周辺には隠岐病院、商業施設があり、工事用車両の通行には注意を払う必要がある。それに対し候補地②は2車線改良が完了している国道に隣接していると共に処理場敷地が隣接しており、工事を円滑に進めることができる。

(2) 利便性

候補地①は、隠岐病院、商業施設に近く、街部及び病院利用者には利便が良いものの、隠岐病院入口の交差点改良が早急に必要となる。また、町道西郷3号線により敷地が分断され交通安全上の課題がある。

候補地②は、隠岐病院、商業施設から多少離れた位置にあるものの、都万・磯・五箇・布施方面からの利便は良い。隠岐病院との連携を図るために町道西郷3号線の改良及びバスの敷地内への乗り入れが必要である。

(3) 防災拠点としての安全性

両候補地とも、2車線道路に接している。浸水被害に対しては両候補地とも造成地盤高を上げることで浸水被害を回避できるものの、八尾川決壊時には、候補地①周辺の道路は浸水が想定されており、役場庁舎が孤立する可能性がある。それに対し候補地②は、周辺地盤より高い国道に接しており、八尾川決壊時にも防災拠点としての機能が維持できる。

(4) 将来の拡張性

候補地①、候補地②とも周辺が農地であり、将来的に敷地を広げることは可能である。

以上のことから、候補地①は、(1) 実現性と経済性、(3) 防災拠点としての安全性については、課題があり、(2) 利便性については、隠岐病院や商業施設に近く優れているものの交通安全上の課題がある。

それに対し、候補地②は、(2) 利便性については、課題があるものの、(1) 実現性と経済性、(3) 防災拠点としての安全性については、優れていると言える。

このように、それぞれの利点、課題がある。

しかし、候補地②の(2) 利便性については、バス路線の再構築又は、道路改良によりそれを改善する事ができるのに対し、候補地①は(1) 実現性と経済性、(3) 防災拠点としての安全性については改善する事が困難な要素が多い。

このことから、以下の条件を付して、候補地②、「隠岐の島町下西田井 78-2 番地、78-7 番地、79-1 番地、79-2 番地、79-6、80-2 番地」を中心とする約 10,000 m²の敷地に新庁舎を建設

し、13,500 m²の敷地を確保するため、西郷浄化センターの未利用地約 4,000 m²を当面、職員駐車場等に利用することで事業費の節減にも努めることが望ましい。

次項に敷地想定平面図を添付する。

《建設地とする条件》

- (1) バス路線の検討を行い、当該候補地と、隠岐病院、フェリーターミナルなどの主要拠点を結ぶこと。
- (2) 当該候補地と隠岐病院を結ぶ町道西郷3号線の歩道付2車線の道路改良を行うこと。
- (3) 新庁舎のアクセスに必要となる、国道の右折レーンを含む交差点の改良、歩道の整備などを島根県に要請すること。

敷地想定平面図

